

山口県報

令和4年
12月20日
(火曜日)

目次

○告示

救急病院の認定（医療政策課）



山口県告示第三百七十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和四年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

名

称

所

在

地

認定が効力を有する期限

独立行政法人地域医療
機能推進機構徳山中央
病院

周南市孝田町一番一号

令和八、一、三一

令和四年十二月二十日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山口市